

大阪府後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月29日

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

#### 大阪府後期高齢者医療広域連合規則第11号

大阪府後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大阪府後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成19年1月17日大阪府後期高齢者医療広域連合規則第9号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「押印」を削る。

附則第6項第2号中「100分の5」を「負傷の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病の発生が確定した日における法定利率」に改める。

附則第7項中「100分の5」を「前項第2号に規定する法定利率」に改める。

附則第13項第2号中「100分の5」を「死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病の発生が確定した日における法定利率」に改める。

附則第14項中「100分の5」を「前項第2号に規定する法定利率」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則附則第6項第2号、附則第7項、附則第13項第2号及び附則第14項の規定は、令和2年4月1日から適用する。